令和2年9月11日 教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等に通学する生徒(以下「生徒」という。)に係る経済的負担の軽減を図るため、通学又は下宿等に要する経費の一部を助成することに関し、佐井村補助金等の交付に関する規則(昭和56年佐井村規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
- (1) 高等学校等
 - ア 高等学校
 - イ 中等教育学校の後期課程
 - ウ 特別支援学校の高等部
 - エ 高等専門学校(ただし、第1学年から第3学年までに限る。)
 - オ 専修学校(ただし、高等学校の課程に類する課程を置くもの。)
- (2) 高校生等

高等学校等に通学する生徒をいう。

(3) 保護者等

高校生等の親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)、その他村長 が適当と認める者をいう。

(4) 下宿等

高校生等が、通学のため下宿、アパート、学生寮又は親戚宅等を利用して生活していることをいう。

(申請者)

第3条 申請者は、助成金の交付を受けようとする高校生等の保護者等とし、通学又は下宿 等の経費を負担している者とする。

(助成要件)

- 第4条 この要綱による助成は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請に よる。
 - (1) 佐井村内に住所を有している保護者等。
 - (2) 村税等村に納付すべき負担金等を完納している保護者等。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護を受給している保護者等は、この要綱による助成の 対象としない。

(助成対象期間)

第5条 この要綱による助成の対象となる期間は、申請した日の属する年度とし、当該申請 に係る高校生等の在学期間とする。 (助成の額等)

- 第6条 助成金の額は、対象となる高校生等1人につき負担する経費の実費とする。ただし、 次の各号に定める金額を上限とする。
- (1) 自宅からの通学 月額 15,000円以内
- (2)下宿等に要する経費 月額 25,000円以内 (助成金の交付申請)
- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添えて申請しなければならない。
- (1) 学生証又は在学証明書の写し
- (2) 保護者等及び高校生等の住所が確認できるもの
- (3) 助成金の交付受取を希望する金融機関の通帳の写し
- (4) 村税等納入状況に係る課税資料確認承諾書(様式第2号)
- (5) 自宅から通学に要する経費が確認できるもの(通学定期券の写し等)
- (6)下宿等に要する経費が確認できるもの(下宿等の契約書又は領収書の写し等) (交付決定等)
- 第8条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、 その適否を交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付を決定したものについて、別表のとおり交付するものとする。 (交付決定の取り消し)
- 第9条 申請者及び高校生等が、次の各号のいずれかに該当した日の属する月をもって、当 該交付決定を取り消すものとする。
- (1) 申請者が佐井村内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 高校生等が、当該校に通学しなくなったとき。
- (3) 申請者が村税等村に納付すべき負担金等を滞納しているとき。

(助成金の返還)

第10条 村長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から 当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

(交付手続の特例)

第11条 規則第23条の規定により、規則第7条第2項に定める補助金の請求手続きを 省略できるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は教育長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

ただし、令和2年度に限っては、別表の第3四半期分及び第4四半期分のみを対象とする。

別表

交付区分	交付月	通学費助成金交付額	下宿費等助成金交付額			
文刊 区分		(月額 15,000 円以内)	(月額 25,000 円以内)			
第1四半期分	6月	4.5. 0.0 0 M N H	7.5 0.00 0.00 0.00			
(4月分~6月分)	0月	45,000円以内	75,000円以内			
第2四半期分	9月	4 5, 0 0 0 円以内	75,000円以内			
(7月分~9月分)	э Д	43, 00011141	7 3, 0 0 0 1 15/1			
第3四半期分	12 月	4 5, 0 0 0 円以内	75,000円以内			
(10月分~12月分)	12 /7	4 3, 0 0 0 1 1 1 1 1 1	7 3, 0 0 0 1 15/1			
第4四半期分	3月	4 5, 0 0 0 円以内	75,000円以内			
(1月分~3月分)	2 / 1	4 3, 0 0 0 1 15/1	7 3, 0 0 0 1 12/1			
年額	計	180,000円以内	300,000円以内			
十	日	100, 00011141	300,000/1 以 图			

子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業助成金交付申請書

佐井村教育委員会教育長 殿

	住所 佐井村大字 字	
申請者(保護者等)	氏名	印
	電話番号	

子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、助成金の 交付を申請します。

記

助成を希望	望すん	るもの	□ 通	学費			下宿費	事等		
住 所										
フリガナ 氏 名						性	5	刊		
生年月日						年	į.	静		
学校名						学	ź	F		
通学方法										
下宿等名						電記	話番号	号		
契約期間		年	月	日	~			年	月	日
	□ 新規 振込先 □ 変更 □ 変更なし	金融機関							支店	
振込先			口座番号	普通	当座					
		変更なし	フリガナ 口座名義							

※添付書類

- 1 学生証又は在学証明書の写し
- 2 保護者等及び高校生等の住所が確認できるもの
- 3 金融機関の通帳の写し(新規または変更時のみ)
- 4 村税等納入状況に係る課税資料確認承諾書(様式第2号)
- 5 自宅から通学に要する経費が確認できるもの
- 6 下宿等に要する経費が確認できるもの

村税等納入状況に係る課税資料確認承諾書

年 月 日

佐井村教育委員会教育長 殿

 住所
 佐井村大字
 字

 申請者(保護者等)
 氏名
 印

 電話番号

私は、子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業の助成金交付申請に関し、徴税等の納入 状況について担当職員が確認することを承諾します。

記

- 1 村税全部
- 2 介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- 3 水道使用料及び下水道使用料
- 4 村営住宅の家賃
- 5 保育料
- 6 奨学金

 第
 号

 年
 月

 日

申請者氏名

佐井村教育委員会 教育長

子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業助成金交付決定(却下)通知書

様

年 月 日付けで交付申請のあった子どもの夢・希望をかなえる就学支援 事業助成金については、下記のとおり交付を決定したので、子どもの夢・希望をかなえる就 学支援事業助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 助成金を交付します					
① 助成金交付決定額				円	
② 助成金交付予定日					
第1四半期分	年	月	日 (円)
第2四半期分	年	月	日 (円)
第3四半期分	年	月	日 (円)
第4四半期分	年	月	日 (円)
③ 助成金振り込み先	指定のあった	を金融機	関とする		
2 助成金は交付できません					
○交付できない理由					